

遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度要綱(平成3年3月25日告示第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の人材育成と生産性向上を図るため、町内事業者が、町内で事業を営むにあたり、直接必要な資格等を取得するために交付する補助金に関し、遊佐町補助金の交付に関する規則(昭和44年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、町内に事業所又は事務所を有し、事業を営む法人又は個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 農業、林業及び漁業を営む者
- (2) 風俗営業等その他町長が別に定める業種

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、業務上直接必要な資格の取得、又業務上必要な技術の研修への参加及びその他技術向上を図るために町長が適当と認めた研修とする。

2 次の各号に掲げる資格の取得は補助金の交付の対象外とする。

- (1) 普通自動車第1種運転免許
- (2) 普通自動2輪車免許
- (3) 大型自動2輪車免許
- (4) 普通自動2輪小型限定免許
- (5) 原動機付自転車免許

(補助金)

第4条 前条第1項に規定する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、研修に参加する場合は受講料、教材費、交通費及び宿泊料の合計額の2/3以内とする(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、1者につき年額20万円を上限とする。

3 前項の交通費及び宿泊費は、一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和45年条例第14号)の適用を受ける職員の旅費の範囲内で実費とする。

(研修計画及び認定)

第5条 補助金の交付を申請する者は、あらかじめ中小企業等技術者養成研修補助認定申請書(様式第1号)に開催要項その他必要書類を添付の上、町長に提出し、補助対象の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、中小企業等技術者養成研修補助認定書(様式第2号)により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する内容の審査については、事業担当課において審査することとし、第3条第1項に規定する事項への該当の可否の判断が困難な場合に限り、認定審査会において審査するものとする。

4 前項に規定する認定審査会の構成員は、産業課長、商工振興担当係長及び商工会担当者とする。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、研修終了後1箇月以内に規則で定める補助金等交付申請書及び中小企業等技術者養成研修実績報告書(様式第3号)並びに研修及び資格の取得が完了したことを証する書面を添付の上、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に基づき実績報告書の提出を受けたときは、内容を精査の上、補助金の交付を決定し、速やかに規則で定める補助金等交付指令書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第8条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業実施の方法が不適當と認められたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)



[様式第2号\(第5条関係\)](#)



様式第3号(第6条関係)

